

## 公益財団法人いわさきちひろ記念事業団 寄付金取扱規程

### (目的)

この規程は、公益財団法人いわさきちひろ記念事業団（以下「当財団」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第1条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金 当財団が、広く一般社会に常時募金活動を行うことにより、個人、又は団体から受領する寄付金  
一般寄付金には、個人、又は団体から、使途及び寄付金の管理方法について条件があるものとなないものがある。
- ② 特定寄付金 当財団が、広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより、個人、又は団体から受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、現金等のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (一般寄付金の募集)

第2条 当財団は、常時、一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

第3条 当財団は、個人、又は団体より、使途及び管理方法について条件が付された寄付金を受領することができる。

2 前項の寄付金について寄付者から使途及び管理方法について条件が付されているときは、その受領について、理事会の承認を得なければならない。

### (特定寄付金の募集)

第4条 特定寄付金を募集するときには、その目的、募集総額、募集期間、募集対象者、資金使途、及び、その他の必要な事項等を「特定寄付金目論見書」に定め、理事会に提出して、承認を得なければならない。

2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部、又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。  
この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

3 特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支決算書、及び、支出効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。

### (特定寄付金目論見書の交付等)

第5条 特定寄付金を募集するときには、「特定寄付金目論見書」を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 当財団ホームページにおいて「特定寄付金目論見書」を公開し、これに賛同して寄付した者へは、事後に交付することができる。

#### (受領書等の送付)

第6条 一般寄付金、または、特定寄付金を受領した時は、遅滞なく礼状、受領書、及び第4条第1項による「特定寄付金目論見書」を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

#### (募金に係る結果の報告)

第7条 当財団は、特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他の必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。但し、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 当財団は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書、及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。但し、ホームページ上の公開に代えることができる。

#### (情報公開)

第8条 当財団が受領する寄付金について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする

#### (個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、当財団が定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする

#### (寄付金の辞退)

第10条 寄付金が次の各号に該当する場合、もしくは、そのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人、または団体が、その寄付により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄付金の受け入れに起因して、当財団が著しく資金不足を生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、当財団の業務の遂行上支障があるとみとめられるもの、及び当財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

#### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う

#### 附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月15日理事会議決)